

■「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づく受益者負担の適正化について

市では「受益者負担のあり方に関する基本方針」を平成21年5月に策定し、受益者負担の適正化を図るうえでの基準としています。

平成22年度に基本方針に沿って使用料・手数料の見直しを行い、その後も概ね4年ごとに見直しを行うこととしていました。ところが、4年が経過する頃の平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられ、その後、段階的に10%になるとされていたことから、消費税率が10%になるまで受益者負担の見直しを一旦見送りました。その後、今日に至るまで消費税率の引き上げが実施されなかったため、基本方針に基づく受益者負担の見直しを、平成22年度以降行っていない状況となっています。

このことから、市では令和元年10月に実施された、消費税率の10%への引き上げを受けて、およそ10年ぶりに受益者負担の見直しを行うものとします。

1. 受益者負担のあり方

1) 受益者負担の目的と適正化の必要性

受益者負担による収入は、税外収入として貴重な自主財源となっていますが、本来その第一の目的は、特定の市民が利益を受ける特定のサービスについて、受益者と非受益者間の公費(税)負担の公平性、公正性を確保することにあります。

また合わせて、サービスに掛かる公費(コスト)の一部負担を求めることにより公費支出の軽減を図り、より適切な財源配分を行うことを目的としています。

2) 受益者負担に対する基本的考え方

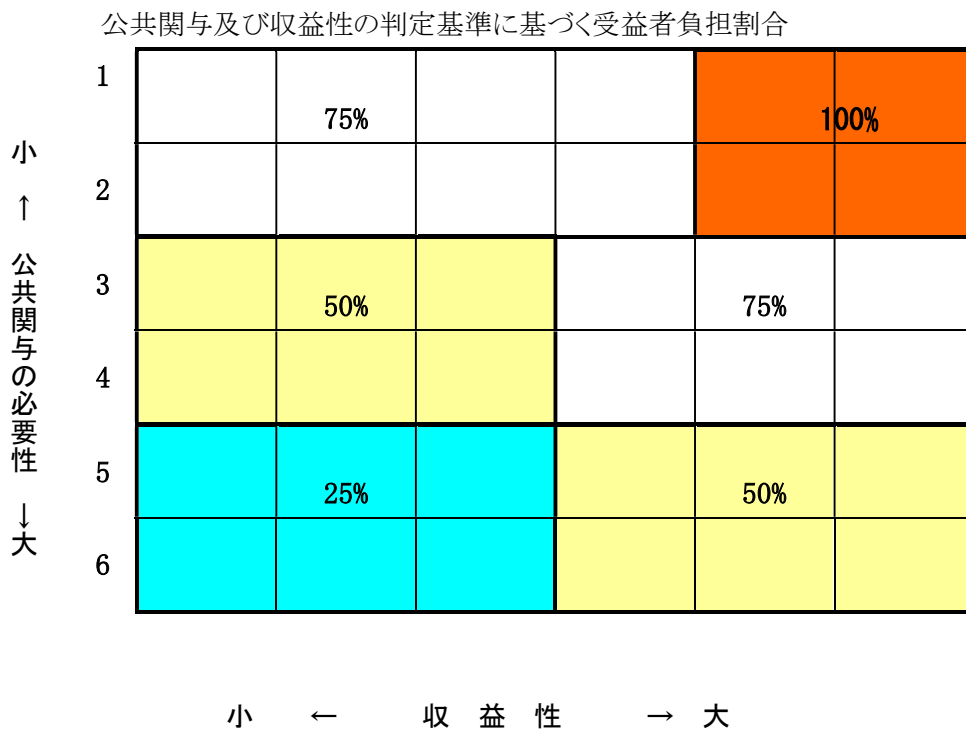
(1) 原価計算方式に基づく費用(コスト)の明確化

負担額の決定にあたっては、市民に納得の得られる合理性や透明性を確保する必要があるため、まず受益(サービス)に係る費用(コスト)を原価計算方式により具体的に算出し、これを負担額算出の根拠としています。施設建設費としての減価償却費、維持管理費、人件費の年間費用を算出し、そこから利用時間当たり、あるいは面積ごとなどのサービス原価を算出します。

(2) サービスの性質による行政と受益者の適切な負担割合の設定

市が提供するサービスには、道路や公園など市民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスから、特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたります。

そのため、受益者に一定の負担を求める際には、税負担の公平性や公正性を確保する観点から、サービスを公共性と収益性の観点から分類し、その分類ごとに負担割合を25%、50%、75%、100%のいずれかで設定することとしています。



2. 受益者負担額の基本的算出式

「原価計算方式に基づく算定費用(コスト)」及び「サービスの性質による行政と受益者の負担割合」が基本的な受益者負担額の算出基準となります。

受益者負担額の算出式は、次のとおりです。

$$\boxed{\text{受益者負担額}} = \boxed{\text{サービス原価}} \times \boxed{\text{サービスの性質別負担割合}}$$

3. 受益者負担額の検討にあたり考慮する事項

- (1) 激変緩和措置
- (2) 負担軽減努力や適切な収支予測

- (3) 近隣自治体や民間との均衡
- (4) 設置目的や推進政策への配慮等
- (5) 市外利用者や営利目的の利用者への対応
- (6) 幅広いサービス提供主体の検討

4. 適正な負担を常に確保していくための定期的な検証と見直し

適正な受益者負担を常に確保していくためには、経費削減に向けた業務改善努力による費用(コスト)の変化や時代適合性、社会的・政策的要請等を適切に反映する必要があります。

そのため、負担の適否も含めた負担内容の検証と、これに基づく見直しを定期的に行う必要があると考えています。また、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法の変更や大規模な修繕が発生する場合などは、適宜個別に見直しを行うこととしていきます。

※使用料の算定方法や受益者負担割合についての詳細は「受益者負担のあり方に関する基本方針」をご覧ください。